

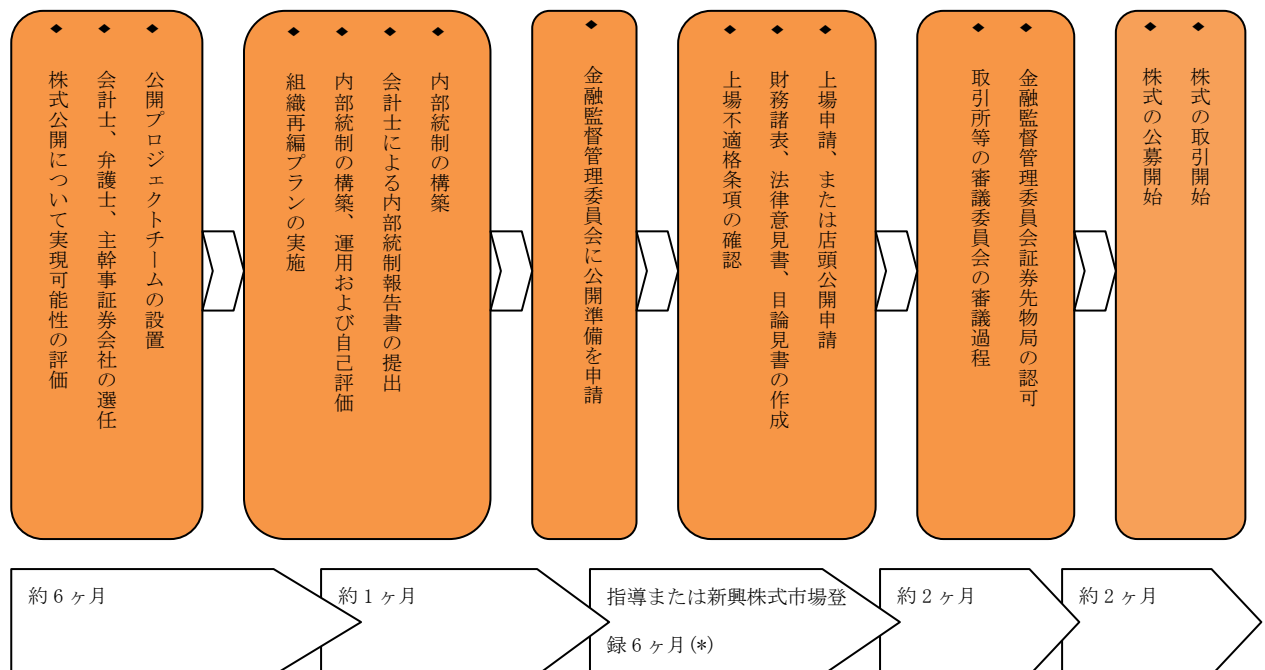
Q10-2. 第一上場・第一店頭登録(プライマリーIPO)および台湾預託証券(TDR)発行(セカンダリーIPO)の概要について教えてください。

プライマリーIPOとは

2008年の規制緩和により、本社所在国で株式を公開していない外国会社が、直接台湾市場で株式を新規公開できるようになりました。このように新規に株式を上場または店頭公開する方法をプライマリーIPOといいます。また、2012年の額面額に関する規制の撤廃により、新台幣ドルでの株式発行ができない日本企業も特に組織再編等を行うことなく直接台湾での上場主体となることができるようになりました。

プライマリーIPOのプロセス

プライマリーIPOの場合、上場または店頭公開までのおおよその流れは下記の通りです。準備期間は全体で通常1.5年から2年とされており、申請書類の提出から許可までは2カ月程度かかります。



(※) 6ヶ月以上にわたり主幹事証券会社の指導を受ける、あるいは新興株式市場で取引されることが必要です。

プライマリーIPOの基準

外国企業のプライマリーIPOの基準のうち、主なものを表にまとめます。店頭公開基準は上場基準と比べておおむね緩やかなものとなっています。なお、経済部工業局や専門機関から、科学技術事業に属し、かつその製品または技術の市場性が高いという意見書を入手した会社(以下、科学技術事業)に対しては、これらの上場基準の一部がさらに緩和されています。

<一般企業>

	台湾証券取引所(TWSE)	証券店頭売買センター(GTSM)
収益力(連結ベース)	<p>直近年度末に欠損金がなく、かつ以下のいずれか1つに該当</p> <p>① 直近1年間の期末純資産に対する税引前当期純利益の比率が6%以上、</p> <p>② 直近2年間の期末純資産に対する税引前当期純利益の比率がともに3%以上、または平均が3%以上、かつ直近年度の数値が前年度の数値より高いこと</p> <p>③ 直近2年間の税引前当期純利益がともにNT\$2億5千万以上</p>	<p>直近1年間の税引前当期純利益がNT\$400万以上、かつ以下のいずれか1つに該当</p> <p>① 直近1年間の親会社持分に対する税引前当期純利益の比率が4%以上、かつ直近年度末に欠損金なし</p> <p>② 直近2年間の親会社持分に対する税引前当期純利益の比率がともに3%以上</p> <p>③ 直近2年間の親会社持分に対する税引前当期純利益の比率が平均3%以上、かつ直近年度の数値が前年度より高いこと</p>
払込資本金、純資産または時価総額(連結ベース)	<p>上場申請時の払込資本金あるいは純資産がNT\$6億以上、または上場時時価総額見込みがNT\$16億以上</p>	<p>直近年度末の親会社持分がNT\$1億以上</p>
事業継続年数	<p>申請会社あるいは子会社のいずれかが3年以上継続的に事業活動を行っていること</p>	<p>設立登記してから2会計年度が経過していること</p>
株主数	<p>記名株主が1,000人以上、また会社の内部者および当該内部者が株式を過半数所有する法人以外の記名株主が500人以上、かつその所有株式数が発行済株式総数の20%以上を占める、または1,000万株以上を占めること</p>	<p>会社の内部者および当該内部者が株式を過半数所有する法人以外の記名株主が300人以上、かつその所有株式数が発行済株式総数の20%以上を占める、または1,000万株超を占めること</p>
取締役	<p>① 5人以上</p> <p>② 独立取締役が2人以上</p>	<p>① 5人以上</p> <p>② 独立取締役が2人以上</p>

	③ 独立取締役のうち少なくとも1人は台湾に戸籍を有すること	③ 独立取締役のうち少なくとも1人は台湾に戸籍を有すること
監査役あるいは監査委員会	いずれか1つを設置 ① 3人以上の監査役 ② 3人以上の独立取締役により構成される監査委員会	いずれか1つを設置 ① 3人以上の監査役 ② 3人以上の独立取締役により構成される監査委員会
会計基準	台湾版国際会計基準、米国会計基準あるいは国際会計基準 ただし、台湾版国際会計基準により作成していない場合、適用している会計基準と台湾版国際会計基準との間の重大な差異、影響金額および台湾の会計士による当該事実に対する意見を開示しなければならない。	台湾版国際会計基準、米国会計基準あるいは国際会計基準 ただし、台湾版国際会計基準により作成していない場合、適用している会計基準と台湾版国際会計基準との間の重大な差異、影響金額を開示しなければならない。

<科学技術事業>

	台湾証券取引所(TWSE)	証券店頭売買センター(GTSM)
収益力(連結ベース)	上場後 12ヶ月分の営業資金が確保されていることが必要(同準則第 28 の 1 条第 2 項)	制限なし(同準則第 4 条第 4 項)
払込資本金、純資産または時価総額(連結ベース)	上場申請時の払込資本金あるいは純資産が NT\$3億以上または上場時価総額見込みが NT\$8億以上、かつ直近年度末の純資産が株主持分の3分の2以上(同準則第 28 の 1 条第 2 項)	一般会社と同様
事業継続年数	申請会社あるいは科学技術事業に該当する子会社のいずれかが1年以上事業活動をしていること(同準則第 28 の 1 条第 2 項)	制限なし(同準則第 4 条第 4 項)
株主数	記名株主が 500 人以上、かつ会社の内部者および当該内部者が株式を過半数所有する法人以外の記名株主の所有株式数が発行済株式総数の 20%以上を占める、または 500 万株以上を占めること(同準則第 28 の 1 条第 2 項)	一般会社と同様

セカンダリーIPOとは

セカンダリーIPOとは、すでに台湾政府が認可している本国の証券市場に上場している企業が、台湾で公開することをいいます。具体的方法としては、台湾預託証券(TDR; Taiwan Depositary Receipts)の発行と、株式店頭登録があります。

前者は、銀行等預託機関に自社の株式の保管を委託し、預託機関を通して台湾預託証券を発行し、投資家に売却する方法で、株式同等の預託証券が台湾市場で売買されることで台湾ひいては中華圏における認知度を上げ、中華圏進出の足がかりとすることが期待できます。TDRの特徴としては、TDRが表章する株式の権利は原株式と同じであること、譲渡制限がないこと、などが挙げられます。

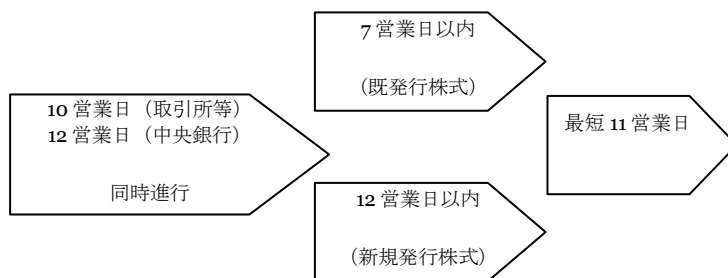
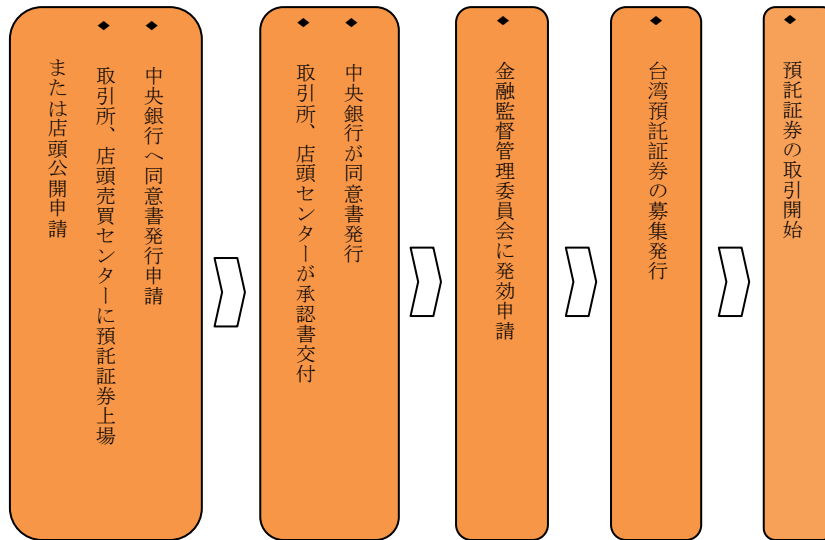
一方、後者は、台湾政府が認定している外国市場ですでに上場している企業が比較的簡単な審査で株式を新規発行し店頭公開することができます。低コストで台湾元建て資金を集めることができ、台湾投資等に活用することができます。

いずれにしても、プライマリーIPOに比べ、審査時間が短く、手続きも簡単なので、迅速な資金調達が必要な際には有効な手段です。申請書類の提出から認可まで、およそ1ヶ月半となっています。詳しくは次ページをご覧ください。

台湾政府が認定している証券市場は、以下の15市場です。

ニューヨーク証券取引所	東京証券取引所
NYSE Amex	シンガポール取引所
ナスダック	マレーシア証券取引所
ロンドン証券取引所	タイ証券取引所
フランクフルト証券取引所	ヨハネスブルク証券取引所
イタリア証券取引所	香港取引所
トロント証券取引所	韓国取引所
オーストラリア証券取引所	

セカンダリーIPO プロセス



<注 1> 既発行株式

すでに本国で発行済みの株式

<注 2> 新規発行株式

新たに台湾で発行する株式

セカンダリーIPOの基準

外国企業のセカンダリーIPOの基準を以下の表にまとめます。店頭公開基準は上場基準と比べておおむね緩やかなものとなっています。なお、經濟部工業局や専門機関から、科学技術事業に属し、かつその製品または技術の市場性が高いという意見書を入手した会社(以下、科学技術事業)に対しては、これらの上場基準の一部がさらに緩和されています。

TDRの場合の基準

<一般企業>

	台湾証券取引所(TWSE)	証券店頭売買センター(GTSM)
収益力(連結ベース)	直近の会計年度に欠損金がなく、かつ以下のいずれか1つに該当 ① 直近1年間の期末純資産に対する税引前当期純利益の比率が6%以上 ② 直近2年間の期末純資産に対する税引前当期純利益の比率がともに3%以上、または、平均3%以上かつ直近年度の数値が前年度より高いこと ③ 直近2年間の税引前純利益がともにNT\$2億5千万以上	直近1年間の税引前当期純利益がNT\$400万以上、かつ以下のいずれか1つに該当 ① 直近1年間の期末親会社持分に対する税引前当期純利益の比率が4%以上、かつ欠損金なし ② 直近2年間の期末親会社持分に対する税引前当期純利益の比率がともに3%以上 ③ 直近2年間の期末親会社持分に対する税引前当期純利益の比率が平均3%以上、かつ直近年度の数値が前年度より高いこと
純資産(連結ベース)	直近年度末の純資産がNT\$6億以上	直近年度末の親会社持分がNT\$2億以上
単位数	2,000万単位以上、または時価総額見込みがNT\$3億以上。ただし、その単位数が発行済単位数の50%を超えてはならない	1,000万単位以上、または時価総額見込みがNT\$1億以上。ただし、その単位数が発行済単位数の50%を超えてはならない
所有者数	台湾でのTDR所有者が1,000人以上、かつ会社の内部者および当該内部者が株式を過半数所有する法人以外のTDR所有単位数が発行済総数の20%以上を占める、または1,000万単位以上を占めること	会社の内部者および当該内部者が株式を過半数所有する法人以外の台湾でのTDR所有者が300人以上、かつそれらのTDR所有単位数が発行済総数の20%以上を占める、または1,000万単位以上を占めること

<科学技術事業>

	台湾証券取引所(TWSE)	証券店頭売買センター(GTSM)
収益力(連結ベース)	上場後 12ヶ月分の営業資金が確保され、かつ、その半分以上は主要な事業により得ていること	制限なし
純資産(連結ベース)	直近年度末の純資産が NT\$3 億以上、かつ資本金および資本準備金合計の 3分の2 以上	一般会社と同様
単位数、時価総額	一般企業と同様	一般会社と同様
所有者数	一般企業と同様	一般会社と同様

株式店頭登録の場合の基準

<一般企業>

	台湾証券取引所(TWSE)	証券店頭売買センター(GTSM)
収益力(連結ベース)	直近の会計年度に欠損金がなく、かつ以下のいずれか 1つに該当 ① 直近 1 年間の期末純資産に対する税引前当期純利益の比率が 6%以上 ② 直近 2 年間の期末純資産に対する税引前当期純利益の比率がともに 3%以上、または、平均 3%以上かつ直近年度の数値が前年度より高いこと ③ 直近 2 年間の税引前純利益がともに NT\$2 億 5 千万以上	直近 1 年間の税引前当期純利益が NT\$400 万以上、かつ以下のいずれか 1つに該当 ① 直近 1 年間の期末親会社持分に対する税引前当期純利益の比率が 4%以上、かつ欠損金なし ② 直近 2 年間の期末親会社持分に対する税引前当期純利益の比率がともに 3%以上 ③ 直近 2 年間の期末親会社持分に対する税引前当期純利益の比率が平均 3%以上、かつ直近年度の数値が前年度より高いこと
純資産(連結ベース)	直近年度末の純資産が NT\$6 億以上	直近年度末の親会社持分が NT\$2 億以上
株数、時価総額	2,000 万株以上、または時価総額見込みが NT\$ 3 億以上。ただし、その株数が発行済株式総数の 50%を超えてはならない	1,000 万株以上、または時価総額見込みが NT\$ 1 億以上。ただし、その株数が発行済株式総数の 50%を超えてはならない
株主数	台湾での記名株主が 1,000 人以上、かつ会社の内部者および当該内部者が株式を過半数所有する法人以外の持分が発行済株式総額の 20%以上を占める、または 1,000 万株以上を占めること	会社の内部者および当該内部者が株式を過半数所有する法人以外の台湾での記名株主が 300 人以上、かつそれらの株主持分が発行済総額の 20%以上を占める、または 1,000 万株以上を占めること

<科学技術事業>

	台湾証券取引所(TWSE)	証券店頭売買センター(GTSM)
収益力(連結ベース)	上場後 12ヶ月分の営業資金が確保され、かつ、その半分以上は主要な事業により得ていること	制限なし
純資産(連結ベース)	直近年度末の純資産が NT\$3 億以上、かつ資本金および資本準備金合計の 3分の2 以上	一般会社と同様
単位数、時価総額	一般会社と同様	一般会社と同様
所有者数	一般会社と同様	一般会社と同様

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。